

フランスの移民統合政策とは何か —政治的・文化的統合と社会経済的統合における 共和主義的パラドクス—

村上 一基*・野村 佳世**

1. はじめに

フランスにおいて移民統合が問題とされるとき、「スカーフ論争」をはじめとする宗教（特にイスラーム）や文化、またフランス共和国の価値を内面化し、ネーションに忠誠を示しているかなどの移民や移民二世世代のアイデンティティが議論の中心におかれてきた。同時に、若者一特にいわゆる「郊外の若者」の社会的排除や学業挫折、さらに差別などの社会的な困難もしばしば問題のひとつとされてきた。社会学者は1980年代後半から、移民二世世代はフランス社会に文化的に同化するのに対して、社会的編入が十分になされていないことを指摘してきた（Dubet et Lapeyronnie 1992: 141）。一方で2000年代以降の統合をめぐる政治的議論の特徴として、新規移民受入において「予めの統合」が求められるようになったことや、「政治・文化的統合」が前面に押し出されるようになったことがある。

そもそもフランスにおける移民の統合政策とはどのようなものなのだろうか。本論文はフランスの移民統合を、2013年まで政府の諮問機関として活動してきた統合高等審議会（Haut Conseil à l'Intégration、以下、審議会）の報告書から検討する¹。統合高等審議会は、1989年12月19日のデクレによって、首相の要請に従い、外国人および外国にルーツを持つ住民の統合に関する問題について有効な提案することを任務としてきた（HCI 2010: 10）。また2006年3月31日のデクレで、その使命が拡大され、統合に携わる省庁間委員会の準備や調査への貢献および討論の活性化なども担うようになった²。そして、2013年に左派政権によって活動が停止されるまでの約四半世紀にわたって、移民統合に関する提言を20の報告書として首相に提出しており、統合政策に一定程度の影響力を持ってきた。本論文ではこの審議会が出した1991年から2013年までのすべての報告書を通読し、フランスの移民統合政策における問題意識や対応の経年変化を検討する。

先行研究では、それぞれの時代におけるフランスの移民統合政策が論じられてきたが、より中長期的かつ歴史的な変化を論じた研究はほとんど見られない。また審議会については、アジャットらがそ

* 人間科学総合研究所研究員・東洋大学社会学部

** 都留文科大学文学部非常勤講師

の役割や構成員の変化を検討し、2000年代以降、審議会が政府のシンクタンクになったこと、社会科学の見解よりも「噂」によって社会の文化的亀裂をもたらす傾向が生じてきたこと、ライシテという規範がテーマとして登場してきたことを明らかにした(Hajjat et Mohammed 2013; Beaugé et Hajjat 2014)。また中野による統合概念の内実の変化を分析した研究もある(中野 2015)。しかし、これらの研究はもっぱら審議会が2000年代以降に積極的に議論するようになったイスラームをめぐる課題や、統合の文化的側面に着目しており、新規入国移民の統合や、統合の社会経済的な側面、さらにそれらの関係性についてはほとんど論じていない。

本論文では、移民の統合に関する言説が、実際の制度としてどのように結実したのか、それは時代に応じていかに変化してきたのか、もしくは変化していないのか、そしてそのフランスの特徴やフランス的ヴィジョンとは何かを明らかにする。とりわけ、政治的・文化的統合と社会経済的統合のふたつの側面を検討することで、フランスが共和主義の原則と移民の「選抜」を両立させようとし、そこに共和主義的なパラドクスが生じていることを論じる。

以下では、第2節で本論文で使用する資料について説明し³、第3節でフランスにおける移民統合と、統合の政治的・文化的側面に関する審議会の言説の変化について説明する。そこで、2000年代前半から政治的な統合の言説が、2000年代後半から文化的統合の言説が生まれ、それが「受入統合契約」で制度化されたことを明らかにする。第4節では、移民の社会経済的統合を特に〈第二世代〉と〈女性〉に焦点を当てて考察する。ここでは〈第二世代〉の排除や社会からの離脱、〈女性〉の家庭内における文化的な抑圧が問題とされ、それを解決するために一般法の公共政策に十全に参加させることが強調され、フランスの共和主義的理念をとりわけ象徴するものであることを論じる。第5節では、移民統合を担うのはアソシエーションをはじめとする地域社会であること、そしてそれがフランスの共和国モデルを体現することであることを明らかにする。第6節ではまとめとして、今日のフランスの移民統合政策における共和主義的パラドクスを検討する。

2. 研究方法

本研究では1991年から2013年に発行された審議会報告書を検討し、それぞれの報告書から審議会の捉える①移民の統合を阻害する要因と②移民の統合を促進するために(阻害要因を除くために)必要な政策を析出した。

新規入国移民の受入・統合をはじめとする統合政策の変遷については、野村が共同研究者(中野裕二、南波慧、田畠佑実子)とともに分析した。扱った報告書と分担は、1991年『統合のフランスモデルのために』(中野)、1992年『統合の法的・文化的条件』(1992a, 野村)、1992年『移民と統合の知識』(1992b, 中野)、1995年『文化的紐帯と統合』(中野・野村・南波)、1997年『社会的紐帯の弱化、個別主義への閉じこもり、そしてシテでの統合』(野村)、1998年『差別との闘い—平等原則を尊重させる』(南波)、2002年『統合の過程』(南波)、2004年『契約と統合』(野村)、2006年『統合政策 2002-2005年の総合評価』(南波)、2007年『公共サービス機関におけるライシテ憲章』(中野・

野村)、2009年『研究と統合—共和国の諸価値を知らしめる』(田島)、2011年『フランスはまだ移民を統合できるのか』(中野)である。そのなかでも特に統合政策の変化や政治・文化的統合言説の登場については、2004年の審議会報告書以降、新しい「統合」が叫ばれるようになり、その方針のもとに「受入統合契約 (contrat d'accueil et d'integration)」⁴が導入・実施された点に注目し、この制度が示唆する新しい「統合」の姿、フランス側が望む新しい移民統合のあり方から検討する⁵。

社会経済的統合や統合の担い手については、村上が特に家庭・住居をキーワードに移民の日常生活に関わる箇所を選別し、分析した。対象とした報告書は1995年『文化的紐帯と統合』(第3章「家族、住宅、統合」)、1997年『社会的紐帯の弱化、個別主義への閉じこもり、そしてシテでの統合』(第1章「統合と都市生活」)、1998年『差別との闘い—平等原則を尊重させる』(第4章「住宅」)、2004年『契約と統合』(「困難地区における若者の社会的上昇」「移民出身女性の権利」)、2006年『統合政策2002-2005年の総合評価』(「高齢移民労働者の社会的状況」)、2008年『研究と統合—移民の住居に関する答申』、2012年『統合の成功のためにアソシエーションに投資する』である。

報告書の当該部分では、若者(第二世代以降)の社会的排除、女性の家庭内における地位と権利、移民の住宅へのアクセス、移民労働者の高齢化と労働者寮の老朽化、さらに地域社会における紐帯の欠如やコミュニティの役割などが取り上げられている。そのなかでも特に1980年代から常に社会政治問題化されてきた<第二世代>と<女性>の問題に対する審議会の見解を考察する。移民第二世代はとりわけ男性を中心に失業や学業挫折、人種差別などの社会的排除、また非行や犯罪、そして過激派思想への傾倒やテロリズムなどと結びつけられ、フランス社会からの離脱が問題とされてきた。それに対して第二世代の女性は社会統合の「成功者」として、学校や社会のなかで相対的に成功していることが着目されてきた。また1980年代から断続的に生じてきた「スカーフ論争」が象徴するように移民を背景に持つ女性はしばしば男性支配の「被害者」とも考えられ、フェミニストによるスカーフ着用への批判などもなされてきた(森2007など)。こうした政治問題化されてきた<第二世代>と<女性>がどのように議論されてきたかを明らかにすることで、移民やその子孫の社会経済的統合について検討する。

なお、本論文では2013年までの議論を取りあげるが、その後、移民の統合については、2013年にふたつの報告書(Boubeker et Noël 2013; Dhume et Hamdani 2013)が提出されて以降、2022年まで重要な議論はなされておらず、統合政策にも大きな変更点はない。そのため、2022年現在も本論文で議論する統合政策に関するヴィジョンは有効なものである。

3. フランスにおける移民統合と統合高等審議会の言説の変遷

(1) フランスにおける共和國的移民統合

フランスの移民統合は、共和国モデルに基づきおこなわれてきた。このモデルでは「単一不可分の共和国」という共和主義の原則のもと、社会の構成員を普遍的・抽象的個人として等しく扱おうとする。そして出自や宗教、性別、人種などの違いにかかわらず、「自由・平等・友愛」の共和国理念を

共有する個人を「共和国の市民」として受け入れ、国家が権利の平等を保障する。これは移民が「共和国の市民」となることで、自然にフランス社会に馴染み、統合されるという考え方・方法といえる。

共和国モデルにおける統合において重要なことは、移民に対して一般法 (*droit commun*) の枠組みでの公共政策へのアクセスを保障することである。政府はすべての人に対するプログラムを構想し、何らかの категорияに特化した解決策は制限するように促される。本論文で検討対象とする審議会もこうした原則をつねに尊重しており、統合をもっともよく生み出すのは、すべての人に適用される規範の実施を維持することだとする (HCI 2012b)。そして、移民に対して特別な政策を実施するのではなく、積極的介入主義 (*volontarisme*) を取ることで、公共政策へ実効的にアクセスさせることが求められている。

移民の統合が問題とされるようになった背景には、戦後復興および高度経済成長期に受け入れたマグレブ諸国 (アルジェリア・モロッコ・チュニジア) やセネガル・マリをはじめとする西アフリカ諸国など旧植民地出身の移民の定住化がある。1970年代の石油危機による経済不況によって新規移民の入国は停止されたが、家族再結合は認められており、労働者としてやってきた移民は彼らの家族を呼び寄せ、フランスに定住した。そしてその時期から移民、とりわけ第二世代の統合が問題とされるようになった。

移民統合をめぐるのは、1980年代に文化的差異を尊重する考えを取り入れた「編入 (*insertion*)」という方針が打ち出された。「編入」は従来の共和国モデルと比べて、「多文化主義」をとるアメリカ合衆国のようなアングロサクソン・モデルに近いものである。ところが1980年代半ばに、「編入」が移民統合を阻害しているという批判が噴出、さらに1989年には公立学校におけるイスラームのスカーフをめぐる「スカーフ論争」が生じた。こうした状況のなか、「編入」政策の論理的正当性に疑問が付されるようになり、「編入」という方針は下火になっていく。そして、1989年12月に移民統合に対応するため新設された統合高等審議会によって、「文化的・社会的・道徳的特殊性の主体を受け入れ、かつ、社会全体がその多様性や複合性を充実させることで、多様で異なる要素から構成される国民社会への積極的な参加を促す過程」(HCI 1991)として「統合 (*intégration*)」という方針が提示される。

だが2000年代に入り、フランス国内でのテロ事件、アメリカ合衆国の同時多発テロ (2001年)、また2005年に全国規模で3週間にわたっておきた郊外 (*banlieues*) における「暴動」(2005年)、移民コミュニティの閉じこもりへの懸念などの影響を受け、「統合」も見直しが求められるようになる。そこでは、文化的差異の尊重や社会経済的統合の強化といった従来の移民統合は失敗であり、移民を「共和国の市民」にできなかったことを反省すべきという主張がなされた。

さらに2002年の大統領選挙では移民排斥を主張する極右政党「国民戦線 (*Front National*)」の党首ジャン＝マリ・ルペン (Jean-Marie Le Pen) が決選投票に進むなど、世論の反移民感情の高まりが印象づけられる出来事が多く生じた。こうした流れを受けて、同年の総選挙で誕生した右派政権は、移民の受け入れや国境管理、さらには移民統合の厳格化の方針を打ち出していくようになる。

ヨーロッパレベルでも 1990 年代後半以降、とりわけ 2000 年以降にヨーロッパ的価値の尊重や言語の習得を重視する動きが現れるようになる。たとえば、オランダをはじめとするいくつかの国で、新規入国移民に対する言語テストの実施や法律・基本的価値・社会の一般知識に関する講習の受講義務を盛り込む法律がつくられた。また EU レベルでも、ヨーロッパ的価値観の尊重が移民統合において重視されるべきとされるようになり、シティズンシップ教育が EU 全体で積極的に取り入れられていった⁶。

(2) 2002 年以前の統合高等審議会報告書—社会経済的な統合への配慮、長い「過程」としての「統合」、受け入れ社会の責任

2002 年以前の審議会報告書では、多様な文化的背景を持つ移民への配慮と共和主義的な平等をどのように両立させるのかという観点から、個人の権利保護や学校を介した統合、ライシテの尊重が唱えられる一方で (HCI 1991, 1992a, 1992b, 1995)、失業やひとり親世帯などの社会経済的な困難を改善することで移民の孤立を防ぐべきだとの見解も示され (HCI 1997, 1998, 2002)、地域コミュニティやアソシエーション活動の重要性が指摘されている。こうした立場は、1991 年の報告書で「統合」を「多様な要素からなる国民社会に積極的な参加を促す過程」であり、「いかなる出自であろうとも、個人がルールを受け入れ、構成要素のひとつとなって生きることが可能な過程」(HCI 1991) と定義したものを反映しているといえ、不平等を是正し個人の平等を促進することで、フランス社会に適応しやすくしようという移民統合の方針がうかがえる。

1990 年代は二度の政権交代が起きている (1993 年と 1997 年)。フランスでは、1980 年代以降、移民政策に関して比較的寛容な左派と規制強化の立場をとる右派という対立図式が存在していた。しかし、1990 年に左派政権が議長に任命したモルソー・ロン (Morceau Long)、1997 年に右派政権が任命したシモーヌ・ヴェイユ (Simone Veil)、1998 年に左派政権が任命したロジャー・フォルー (Roger Fauroux)⁷ がそれぞれ率いた審議会は政局に関係なく、失業や学業不振、差別などの社会経済的な困難が移民統合を妨げているとの共通認識を持っていた。事実、1997 年の報告書 (ロン議長) で差別対策と実質的平等の必要性が述べられ、次の報告書のテーマとして提案されると (HCI 1997: 63)、1998 年の報告書 (ヴェイユ議長) でそれが採用され (HCI 1998: 5)、さらに 2002 年の報告書で 1998 年の報告書が指摘していた差別の犠牲者 (移民と外国にルーツ持つフランス人) が調査対象として取りあげられるなど (HCI 2002: 11)、議論の「リレー」が見られた。

こうしたテーマの共有は、この時期の首相の諮問内容が、データや法的身分などから移民の現状を把握することや「統合」の枠組みを考えること (HCI 1991)、審議会の方針が実際の移民統合に与えた効果 (HCI 1997) といった抽象的なものであったため、審議会が独自にテーマ設定しやすい環境にあったことも多少影響しているだろう。いずれにせよ、移民を受け入れてから、フランス版の永住権にあたる居住者証⁸の取得、帰化、さらには移民や外国にルーツを持つフランス人が社会経済的に周辺化することなく、フランス社会に溶け込めるまでを「統合」と捉え、国はそのために辛抱強い支

援をする必要があるという見解がこの時期には示されていた。

ただし、フォルー議長が最後に提出した2002年の報告書は、新規移民に対するサービス見直しを大きなテーマに据えており、この時期の他の報告書とは異なる視点を提示している。このテーマが取り上げられた理由は、大半の新規移民が政策対象から漏れている点を問題視したことにある。だが、新規移民に絞って新しい政策を提案している点では同時期の他の報告書と相違が見られる一方、依然として社会経済面での移民統合を重視しており、そういった意味では他の報告書の関心と共通している。実際、移民統合のためには「受入れ」「統合」「差別との戦い」の連続した3つの段階を接合しながら区別して政策的に対応しなければならないとの提言が結論部分で示されてもいる(HCI 2002: 62-63)。

(3) 2004年以降の統合高等審議会報告書の分析—政治・文化的統合志向の登場、「契約」としての統合

2002年の政権交代を受けて、右派政権は「統合」の見直しを掲げる。同年10月、ジャック・シラク(Jacque Chirac)大統領がバリ島で起きた爆弾テロ翌日の演説で、世界的なセキュリティの問題に立ち向かう必要性を訴えた。具体的には、それに関連したフランスの課題として、地方分権の進展や失業問題の改善、学校改革、問題を抱える地区に対する都市政策の実施、移民統合モデルの見直し、庇護申請者を含む非正規なヒトの移動の取締りなどが挙げられている。そしてシラクは、これらの問題を乗り越えるために「結束(cohésion)」の強化を呼び掛け、共和国的価値の尊重によって、それが実現すると説明している⁹。そこで移民統合は、セキュリティの問題であり、それに立ち向かうためには共和国的価値の尊重あるいは共有を通した結束が必要であると主張された。

こうした問題関心にもとづき、右派政権の「統合」の見直しがはじまっていく。演説から数日たって、新しく審議会議長に任命されたブランディーヌ・クリジェル(Blandine Kriegel)は、11月に首相から諮問され、問題を抱える地区の状況改善と移民女性の権利向上について2004年の報告書にまとめている(HCI 2004)。こうしたテーマは2002年以前の報告書でも繰り返し議論されてきたもので(HCI 1992a, 1995, 1997, 1998, 2002)、一見、審議会の移民統合に関する方針に変化がないように見える。しかし、その提案内容には以前との違いが現れている。すなわち、「移民やその子孫が抱える困難を受入社会フランスが取り除くよう対策をとるべき」というこれまでの提言の趣旨が、2004年の報告書では、「困難に直面している移民およびその子孫がフランスから知識(法や権利、価値、情報など)や機会(職業訓練や学業支援、アソシエーションとの交流など)の提供を受けることで適応していくべき」という主張に変化している(HCI 2004: 15-69)。

そして、移民統合の役割が受入れ社会フランスと当事者の移民で分担することが求められるようになった(HCI 2004: 101)。報告書では、こうした役割分担をルソーの社会契約論に基づく伝統的な統合モデルと位置づけ、「統合」を「契約」の概念で捉え直す有効性を強調している。なぜなら、移民がフランスの法に同意し、法が移民に基本的権利を保障するような合意と相互性および平等に基づく社会が構築されれば、権利に守られ法に従う政治的共同体としてフランスは結束し社会秩序を保てる

と考えるからである（HCI 2004：91-94）。そして今日の困難は、過去の統合政策が招いた失敗だったとする（HCI 2004：89）。過去の「統合」は、移民やその子孫のみを対象に政策を実施し、「共和国の市民」全体を対象にしてこなかったり、反差別対策ばかりして成功例を評価したり促進したりする「肯定的な」政策をおこなってこなかったという（HCI 2004：8, 16, 89, 101）。

2004年の報告書は、こうした新しい「統合」の解釈から、「受入統合契約」を移民統合の要として取り上げ、政策の重点を新規移民に置くようになる。受入統合契約は、2003年11月26日法で3か月以上の滞在資格取得者を対象に12県で試験的に導入されたもので、2006年の「受入選別法」で義務化される。新規移民は、この契約に署名すると、フランス語講習と職業訓練、公民講習（義務）を受けることになる。とりわけ重視されるのがフランス語講習であり、フランス語の習得が移民の社会経済的自立のために不可欠な手段であるとされた。

「統合」における責任も、契約によって、フランスが権利の保障とサービスの提供、移民が法の遵守と価値規範の理解というように分担されるようになる。「統合」が「過程」として理解されていた以前の立場と違い、フランスが「統合」できるまで移民に「負っていた」社会経済的責任や文化的配慮は部分的に免除されるようになったうえ、逆に「統合」できない場合には、移民が契約を果せないことに失敗の原因を求めやすくなった。そして、差別などの障壁をフランスが取り除き社会経済的統合を促進することで移民統合が進展するとした従来の「統合」に比べ、2004年以降の「統合」では、価値の共有を通じた政治的共同体の形成がナショナルな結束を生むとして、政治的統合が移民統合を促進するという考え方に切り換えられている。実際、2004年の報告書のなかでは、アイデンティティを共有するために、憲法や法律で定められた政治的原則や価値を共有しなければならないと繰り返し説明されている（HCI 2004）。フランス社会で生活するには「共和国の市民」になる必要があり、「共和国の市民」になれば生活が安定するのであって、以前の「統合」とは反対の流れが求められるようになったのである。

ただし、契約を導入する目的は、あくまでも受入れの段階で新規移民がフランスで生活していくために必要な手段を、フランスが個別にきめ細かく提供することであり、移民に義務を課す意図は見当たらない。それは移民をフランス社会で周辺化させないためにフランス語講習をはじめとする行政サービスの提供を、移民の責任を問うことなく、受入れ社会が「統合」に負う責任としておこなう制度とも理解することができるだろう。

その後の報告書では、契約に基づく「統合」をいかに改善・拡大するかというテーマを深めていくことになる（HCI 2006, 2007, 2009, 2011, 2012a）。なかでも2009年の報告書では、審議会の提案として、受入統合契約の対象でない定住移民とその子孫（特に若者）についても、新規移民と同様に共和国的価値やシンボルを理解する重要性が言及されているほか（HCI 2009）、すべての報告書を通して公的空間の秩序維持の役割を国家が担う必要性が強調されており（なかでもHCI 2011）、移民の文化的多様性をフランスが管理しようとする姿勢が見受けられるようになる。そして、2000年代後半の審議会報告書では、受入統合契約の性質がフランスの法やルールを遵守するという政治的なもの

から、シンボルや価値を尊重するという文化的なものへ移行していることを確認できる。フランスにおける移民統合は、共和国理念の共有による「共和国の市民」になることにとどまらず、フランスへの忠誠や愛着といった、より精神的なコミットメントを要求するもの、「フランス性」とでもいうべきものの獲得を志向するものへ変わり、文化的統合が「統合」に含まれるようになった。

以上のように、2002年までは移民の入国・滞在条件と統合条件は切り離して考えられ、移民はフランス入国後に統合の「過程」を追っていくものとされた。しかし、受入統合契約の導入によって、2つの条件は融合し「入国・滞在するためにはフランス社会に予め統合されなければならない」という新しい条件が移民に課されるようになった。

4. 移民の社会経済的統合—＜第二世代＞と＜女性＞をめぐる統合高等審議会の言説¹⁰

(1) ＜第二世代＞の社会からの離脱と統合

①＜第二世代＞の育つ環境の機能的欠損から社会システムの問い直しへ

新規受け入れ移民の統合について、「受入統合契約」の導入や政治的・文化的統合を重視する立場が見られるようになったが、すでに入国している移民の社会経済的統合については、ある程度、一貫した統合のビジョンが見られる。

この側面については、とくに＜第二世代＞がその対象とされてきた。審議会で社会経済的統合を取り扱った1990年代の報告書は1995年の『文化的紐帯と統合』と1997年の『社会的紐帯の弱化、個別主義への閉じこもり、そしてシテでの統合』である。分析の結果を先取りすると、まずこれらの報告書で問題とされているのは、かれらの社会からの離脱や過激派思想への傾倒のリスクである。そして、ふたつの報告書ともこうした統合の問題を家族や地域社会における困難やそこでの紐帯の欠如、また文化的伝承の不在など若者の育つ環境の機能的な欠損やフランス社会との断絶、ならびにそれらに付随するアイデンティティの危機から説明しようとしている。

1995年の報告書の問題意識は、出身文化とのつながりが統合を阻害するのか、それとも統合に有利に作用するのかというものである。この報告書で統合とは平等な権利と義務のもとで、多様で異なる構成員からなる国民社会への積極的な参加を可能にするプロセスとされる。そして文化的、社会的、道徳的特殊性を受け入れ、国民共同体がこの多様性によって豊かになることが想定されている。そこでは差異を否定するのではなく、それぞれの権利を保障するために、社会生活の規範の順守、そして文化的な現実を考慮に入れることも記述されている(HCI 1995)。

報告書の第3章「家族、住宅、統合」において、＜第二世代＞の統合の問題が論じられている。ここでは移民の子どもの出身文化とのつながりや受入社会の文化との出会いは、親によるそれぞれの文化の伝達方法に基づくものであるとされる。子どもの社会での成功には親の役割や家族成員の配置が重要な要因であるという。とりわけ、家族の文化背景は統合を阻害するのか否かという問題意識から、親がどのように出身文化を伝達しているのかが検証され、家族における文化の伝承が統合に肯定的な影響を及ぼすとしている。その結論では統合の根本的な障害となる家族構造や社会的習慣は存在

しないと明言される。そして統合と文化的特殊性の存在を対立させることはできず、争点はこれら2つの要因をいかに組み合わせるかであるとしている。

具体的に統合の阻害要因とされるのは、親の非識字（特にマグレブ、アフリカ系の母親）など親の抱えるフランス社会との文化的距離や、経済的な困難、家族における出身文化の伝承の欠如、旧植民地出身の移民に特有のものとしてある被支配感情などである。また帰国神話により親が統合について受動的な立場を取り、子どもが出身文化の知識がないにも関わらず、フランスにも足場がなく、学校での努力や成功のための動機付けもないことも障害としてあげられている。子どものフランス社会への参加を成功に導くのは親自身の社会的成功によるものだとされており、ルーツの喪失により社会的に離脱し、子どもたちが「疑似文化」とも呼べるプロパガンダに与することが懸念されている。

表1 1995年『文化的紐帯と統合』における<第二世代>の統合問題

障害事例	統合に対する問題
・親の非識字、社会・経済的苦境、学校との文化的な距離など	・家族の文化背景、親の関与、家族成員の配置が子どもの統合へ影響 ・親は子どもの成功のための重要なアクター
・出身文化の伝承の欠如は不利益 ・被支配感情や文化の過小評価 ・帰国神話	・受入社会からの離脱、攻撃的な性格、プロパガンダの影響
・家族の生活様式が受入社会に適合しない、共同体主義	・紐帯の欠如、地域社会での緊張 ・排斥と閉じこもりのスパイラル

HCI (1995) より筆者作成

1997年の報告書は、審議会が7年前に定義した統合がどのように変化したのかを大きなテーマとしている。特に脆弱化した社会的紐帯から生じる分裂のリスクとフランスにおける寛容の概念は両立できるのか、そしてそれらはどのように両立するのが論じられる。そこには社会の異なる構成要素が自分たちの世界に閉じこもり、社会が内向的になることが統合の障害となっているのではないかという問題意識がある。特に移民出身の若者の状況に注意が払われており、かれらが社会的結束の弱さや家族の崩壊の影響を受け、そのために途方に暮れ、投げ所のない状況に置かれていることが指摘される (HCI 1997)。

表2 1997年『社会的紐帯の弱体化、個別主義への閉じこもり、そしてシテでの統合』における<第二世代>の統合問題

障害事例	統合に対する問題
・外国出身の若者に対する近隣住民の不安感情	・社会的紐帯の弱体化による不安感情(特に治安の側面)
・差別、「代替アイデンティティ」の創造(セクト、原理主義的イスラーム)	・セキュリティへの不安感情からくるアイデンティティのゆらぎ、そこから生じる差別、さらに被差別者による代替アイデンティティの模索

HCI (1997) より筆者作成

報告書では特にセキュリティの問題が大きなテーマとしてあげられている。郊外の大衆地区における移民出身の若者の存在は、社会からは理解されず、「土着の」、高齢の、そして自分たちの生活条件に不満を抱えている人びととの緊張を生じさせるという。住民の多くは移民出身の若者に対して不安感情を抱き、特に団地の階段下でたまり、無作法な振る舞いをしたり、非行や犯罪を犯したりすることを懸念している。

それに対して審議会はこの若者たちの振る舞いの原因のひとつに社会的紐帯の弱化があり、若者はフランスというネーションには見いだせない集合的アイデンティティを探求していることが原因としてあげられるという。すなわち移民を出自に持つ若者は「代替アイデンティティ」と呼ぶことができるものの構築によって、自分たちのアイデンティティを示そうとする。その例として、セクトや原理主義的イスラームの探求などがあげられている。そしてそれが他の住民の間で不安感情を引き起こし、地域社会で社会的紐帯が弱化するというスパイラルが生じるという。

さらに外国を出自に持つ若者に対する差別が現実的に存在することも指摘されている。審議会は非安全感情を抱く人びとのように自分自身のアイデンティティに対して不安を感じる人が増えることが、差別の原因であり、さらにその結果であるという。フランスの多様性、すなわち移民の増加に不安を感じる人びとがネーションと民族を同一化するようなナショナル・アイデンティティを模索する。この「白人フランス人」の創造によって差別の問題が生じるとされる。このように社会的紐帯の問題の根底に「不安」があることが報告書では指摘されている。審議会は例えばスカーフの着用を求める女性とそれに対して懸念を示す人びとの対立はこうした双方で創造される新しいアイデンティティの対立であると考えている。

次に2000年代の審議会の見解を見ていきたい。2000年代に入って<第二世代>の社会経済的統合に触れている報告書は2004年の『契約と統合』のなかの「困難地区における若者の社会的上昇」である。この報告書は、若者の市民的・社会的・経済的統合やかれらの社会上昇、そして社会における承認に関する首相の諮問により作成された。対象は特に高等教育を卒業した若者とされているが、実際にはこうした若者に対する記述は少ない。ここでは統合の対象を移民だけでなく、移民を背景にもつ若者にもひろげることが試みられ、特に移民出身の若者と社会的に困難を抱えた地区の若者が同時に扱われている。これらふたつのカテゴリーの若者は必ずしも一致するわけではないが、移民出身の若者の多くがこのような地区に暮らしていること、そして両者の問題には共通点があることが指摘される。統合は外国人や外国を出自に持つ人びとにのみ割り当てられた概念ではなく、フランスに住む個人それぞれに関係するものであり、社会的協約や「共生」の要素だと考えられている(HCI 2004)。

報告書ではまず、個人の承認が就労を通してなされること、そして学校や大学を卒業した若者に社会での居場所を与える必要があることが確認されている。統合の障害事例として、経済的・社会的な不利益が蓄積した困難地区に住む若者の状況、かれらの中学校での断絶や離脱といった経験、そして免状を獲得したがその実績と就労を通じた承認が釣り合っていない若者の状況があげられている。審議会は若者の成功を評価する必要性を強調し、それがなされなければ、さまざまな形態でのマージナ

表3 2004年『契約と統合』における<第二世代>の統合問題

障害事例	統合に対する問題
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育からの早期離脱 ・免状と就職先のアンバランス ・職業編入における困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・マージナル化、社会的離脱、被害者意識の助長 ・就労が最も重要な個人の承認であるが、それがなされていない ・成功した若者を評価する必要

HCI (2004) より筆者作成

ル化や「社会的離脱」、さらには被害者意識を生み出す原因となるとしている。繰り返し強調されるのは学校の将来に関する議論で職業界と学校のつながりを検討すること、職業コースの評価を高めることである。ここでは若者自身の問題ではなく、就職や学校教育をはじめとするシステムの機能不全が議論の中心に置かれている。

②<第二世代>の社会経済的統合を阻害する要因とは何か

それでは審議会が<第二世代>の社会経済的統合を阻害する要因をどのように捉えているかを見ていきたい。まずすべての報告書に共通の問題意識は、社会経済的統合の失敗によって、<第二世代>が過激派思想へ傾倒するなど社会から離脱することであった。2015年1月の風刺画新聞社襲撃事件以降、フランスで育った若者がイスラーム過激派思想に与ることが社会問題化している(Khosrokhavar 2014=2016; Kepel 2015=2017などを参照)。だがハリド・ケルカルが容疑者とされた1995年の地下鉄サン・ミシェル駅の爆破事件などを背景に、1990年代からすでに移民第二世代の若者の社会からの離脱に対する懸念が示され、対策が検討されていた。こうした<第二世代>の統合の問題はもっぱら男性を中心的な対象とする記述がなされている。

他方で、1990年代と2000年代の報告書では論点が異なっている。ボージェとアジャットは、2000年代以降、審議会が賢人委員会から政府のシンクタンクとなったことを指摘する(Beaugé et Hajjat 2014: 45)。事実、審議会の構成メンバーの再構成とともに、その機能の再編成も行われ、これまでの報告書に加え特定の問題に対する諮問が行われるようになった。論点の変化はこうした審議会自体の変化も背景にはあるだろうが、それを踏まえても以下のように論点の移行が指摘できる。

すなわち、1990年代の報告書では<第二世代>の育つ環境の機能的な欠損やアイデンティティの危機が論じられており、親の出身社会や文化、家庭環境などが問題意識の中心にあった。それに対して2000年代の報告書は就職や学校教育をはじめとするシステムの機能不全、そして<第二世代>の社会における承認の不在などが論じられていた。ここでみられるのは<第二世代>自身やその育つ環境ではなく、社会システムの抱える障害の理解という視点の変化である。かれらのもつであろうフランス社会とのつながりが強調されるようになり、社会におけるかれらの居場所の不在が問題となる。そして家族などの「私的空間」に関する言及はなされなくなった。

約言すると、1990年代には学校や労働など「社会統合装置」の機能が疑問に付されることなく、

その機能を十分に発揮させ、「統合を促す」ために家庭などの「第一次社会化」の場との連携といった私的空間と公的空間の有機的なつながりが求められていた。しかしながら2000年代以降は「統合装置」の機能不全が問題となり、「統合できない」ことが問題の中心に置かれ、その修復が求められるなど2000年代はフランスの統合能力自体が問題とされている。

(2) <女性>のフランス社会への統合—統合を阻害する出身文化

すでに入国している移民において統合の問題を抱えるとされるいまひとつの категорияは<女性>である。その社会経済的統合が中心的に言及されているのは、1995年『文化的紐帯と統合』と2004年『契約と統合』である。<女性>の問題についてふたつの報告書で共通する見解は、イスラーム系移民の文化がフランスと同じ様に男女平等を承認しておらず、女性の地位の見解がフランスとは根本的に異なるということである。

1995年の報告書ではマグレブ系やアフリカ系移民の家庭では男女平等がフランス社会と同じように承認されていないこと、そして男子と女子に対して異なる教育が家庭内で行われ、それが子どもの統合に影響を及ぼし、男女で対照的な結果をもたらしていることが論じられている(HCI 1995)。娘たちは家庭内で評価される立場になく、伝統によって家に閉じこめられ、男性に監視されている。他方で息子たちは大きな自由を与えられ、放任されている。こうした分化した教育が息子たちの社会のなかでの不安定な状況を作り出す。そして出身国では女子の統合を遅らせる要因であるこの教育が、逆説的にフランスでは社会的上昇の要因となることも指摘される。つまり女子は、男子と異なり自由な外出が認められず、放課後やバカンス中はずっと家にいる。そして家では宿題をしたり、母親の手伝いをする。このことが学校や社会で求められる態度や資質を形成することにつながる(園山編2018、第3部を参照)。他方で、息子たちはこれ見よがしに姉妹に対して権威を示し、フランス社会で「失った」出身社会で得られたはずの地位を取り戻そうとしているという。そのことが息子たちが警察などの公権力との対立関係に価値を置くことにつながっているとしている。このように1995年の報告書では、娘たちは家庭内における男性支配の被害者として、そしてその逆説として統合のモデルとなっていることが繰り返し述べられている。

表4 1995年『文化的紐帯と統合』における<女性>の統合問題

障害事例	統合に対する問題
<ul style="list-style-type: none"> ・ マグレブ系やアフリカ系移民は男女平等をフランスと同じように承認していない ・ 女性は家庭内で評価されず、男性から監視されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女によって異なる教育が統合に対照的な影響を及ぼす

HCI (1995) より筆者作成

2004年の報告書では、移住女性の状況を、特に市民的権利の承認という観点から検討することを首相が依頼している。移住女性はこれまで統合政策の優先的な対象ではなかったが、女性は文化の対

立の中心に置かれていることがまず確認される。すなわち、移住女性は家族の規範やフランスも署名している国際条約、そして共和国の根本的価値の間で権利をめぐる対立に直面している。そしてこの状況は彼女たちの滞在資格や経済的な地位の不安定性によって強化されるという（HCI 2004）。

表5 2004年『契約と統合』における〈女性〉の統合問題

障害事例	統合に対する問題
・イスラーム社会での個人の地位の見解はフランスと根本的に異なる（相続、婚姻、離縁、割礼、強制結婚、ポリガミーなど）	・女性の権利を害する大半の状況は、家族が出身国に滞在する機会に外国で、ときには本人不在で作られる

HCI (2004) より筆者作成

問題として具体的にあげられているのは、彼女たちが国籍を持つ国（出身国）の個人の地位に関する法律や、二国間協定の適用によって女性の権利が制限されてしまうことである。具体的には、相続や離縁、同意のない結婚、ポリガミー、親権、割礼などが例としてあげられている。審議会はイスラームの国の個人の地位に関する見解がフランスとは根本的に異なることを強調している。女性の権利はいかなる国籍であろうと公序の概念によって守られるべきであるが、二重国籍や外国でつくられた法的状況が、彼女たちのフランスでの生活にも影響を及ぼし、解決の難しい問題を提起しているという。そして女性の権利を害する大半の状況は、家族が出身国に滞在する機会に外国でつくられ、場合によっては女性が不在でなされることもあるという。このように審議会はフランス社会で認められるべき権利が出身国では認められないことが問題であるとし、属地主義の実施を求める。また家族再結合でやって来た女性の地位は配偶者との関係—離婚時の滞在資格など—に依存するためより困難を抱えることになる。それ以外にも中央アメリカやアフリカ、中国などからの移民は、人身売買や売春ネットワークの被害者であることも論じられる。

男性を中心とする〈第二世代〉の問題とは異なり、〈女性〉の問題では移民の文化的背景が前面に出され、家族やコミュニティから彼女たちを「解放」することが主張されていた。彼女たちを出身文化から抜け出させることが社会経済的統合の前提条件とされており、その条件を満たすことができれば統合は機能すると考えられているともいえるだろう。そしてその対象とされるのはもっぱら「家父長的コミュニティ」によって権利が侵害されているとされる家族再結合でやって来た女性やその娘たちである。サルコジ政権下の移民法改革の一環として「家族移民の労働力化」の必要性なども議論されていたが¹¹、審議会報告書では彼女たちの就労や社会参加などの問題はほとんど触れられないことも特徴としてあげられる。スカーフ論争でみられたように女性は常に「エスニックな境界標識」（伊藤 1998；Scott 2007=2012）として表象されており、彼女たちはフランスと出身社会の文化の違いを示すものとされる。〈女性〉のフランス社会への統合には、フランスとは「異なる」出身文化から離れることが重要であると論じられている。

以上のように、〈第二世代〉については排除や社会からの離脱、〈女性〉については家庭内におけ

る文化的な抑圧が問題とされていた。実際、＜第二世代＞については統合の障害となる要因への捉え方の変化はあったものの、審議会が問題とする要素に変化はなかった。審議会の議論の中心が新規受入移民の統合にシフトしていく一方で、すでに入国している移民の社会経済的統合に関しては、1990年代以降、審議会の基本的な問題意識に変化はみられないのである。また、この介入のために2000年代以降、繰り返し主張されるのが問題を把握し、施策を構築するための「知識」の強化である。そして、次節で検討するように統合政策のあり方や担い手についても、1990年代以降一貫した方針がとられている。

5. 誰が統合の担い手となるのか—地域社会を動員するフランス的統合と「共和国モデル」

(1) 統合におけるアソシエーションの役割

ここまで政治的・文化的統合と社会経済的統合に関する審議会の言説を検討してきたが、最後に審議会は誰を統合の担い手として捉えているのかを検討することで、フランスの移民統合の共和主義的ヴィジョンを明らかにしたい。

移民の統合の担い手として重要とされるのが地域社会や共同体、とりわけアソシエーションである。審議会はこうしたアクターを仲介者として重視しており、1990年代からその重要性を指摘している。例えば1995年の報告書では子どもの学校での成功のためには、親の社会的成功が大きな役割を果たすことが論じられていた。母親が周囲から再評価され、地域社会に参加し、そして子どもの学校に出向くための自信をもつために、アソシエーションが女性たちを家庭外の集会的活動に参加させる実践は促進されるべきものとされている。アソシエーションや保護者会による仲介や、学習支援教室なども奨励される。そこではアソシエーションや共同体は周囲に開かれている場合に有益に作用すると考えられている(HCI 1995)。

同じ地域から来た移民がフランスでもその連帯ネットワークを保持することは、定住時に直面する障害を和らげ、統合の機会を増やすことにもなるという。また住民によるアソシエーションの設立も、共同体への閉じこもりとならない連帯のネットワークを創り出す手段だという。＜第二世代＞に対しても、アソシエーションは若者が自分たちの希望を形にし、社会とのつながりを生み出すための重要な機会であると考えられていた。そしてアジア系移民はその成功例として、共同体と社会的結束が統合に有利に働いているとされている(HCI 1995)。

アソシエーションの役割について詳細に扱われているのが2012年の報告書『統合の成功のためにアソシエーションに投資する』である。そこでは移民や移民の直接の子孫の統合を引き受けるアソシエーションの位置づけについて検討されており、それが十分に統合のプロセスに参加しており、重要な地域の仲介者であることが確認されている。アソシエーションは特に、入国の時点から移民の受け入れをサポートし、移民に対してフランス語の実践や制度の知識を教えている。受入統合契約の一環でのフランス語講習もアソシエーションが受託して実施している。そして移民をフォローし、一般法のサービスへと付き添うことで、権利や雇用、住宅、健康、教育、文化、余暇など段階的な統合に貢

献すると捉えられている。審議会は統合政策にはアソシエーションが不可欠であると考え、それらを動員し、移民を一般法に十全に参加させることが「フランス風の統合」であると明言している（HCI 2012b）。

その一方で、審議会はアソシエーションの活動の不安定性が移民の統合を阻害する要因になることを指摘している。アソシエーションは財政上のリスクや都市政策（Donzelot 2006=2012；森 2016 を参照）との棲み分けの問題に直面したり、書類作成などの事務手続きやプロジェクト立案の準備などの行政仕事に翻弄されたり、さらに単年のプロジェクトが増加することで長期的に組織化された活動を実施できなくなったりしている。それに対して報告書では統合政策の複数年性や都市政策と歩み寄り、新しい「社会的結束・統合の都市計画」を創設することなどが提案される。アソシエーションを正真正銘のパートナーと位置付けるために、政策の範囲や期待を明確化するなどの最重要課題の可視化やアソシエーションの承認と正統化、そして資金の安定化を通してバランスの取れたパートナーシップを国家との間で構築する必要性が指摘される。

アソシエーションの役割に重きが置かれる一方で、共同体主義（communautarisme）への警戒は常に存在している。コミュニティは周囲に開かれている場合のみ統合に有益とされており、閉じられている場合は統合を阻害するものとされる。仲介者の役割の重要性は認識されているが、それがコミュニティの代表ではないことは常に喚起される。1997年の報告書では仲介に関する懸念が示されており、その役割が行き過ぎることに警戒する必要も述べられている。そしてライシテやネーションの不可分性をはじめとする共和主義の原則を順守させ、仲介者を共同体の代表にしないようにすることが強調される。制度はそのため国の単一性を保障するものであり、仲介者は調整の役割を担うものであると考えられている（HCI 1997）。

他にも2012年の報告書では共同体アソシエーションと共同体主義アソシエーションの区別がなされている。国家が資金援助をする場合、アソシエーションが優先的ないし排他的に出身の共同体を相手にしてしまうと、共和主義国家における契約の見地から問題が生じてしまう。この結果、共同体に関わるアソシエーションはいかなる活動理念や形態をとろうとも体系的に公的資金の枠から外されるようになった。それに対して、共同体と共同体主義というふたつの分類を導入することで、審議会はこれらのアソシエーションへの体系的な資金援助の拒否を再考するよう求めている。共同体アソシエーションは共和主義の枠組みで、統合の障害となりうる特有の特性のために出身共同体に向けて独自の専門技術を発展させるものである。それに対して共同体主義アソシエーションは統合の共和主義的な目標を拒否し、活動を共同体のメンバーのみに限定する。そして、出身国への忠誠やつながりを要求し、外国から相当な資金提供を受けている。審議会にとって国家とのパートナーに相応しいものは、前者の共和主義の枠組みで活動を繰り広げるアソシエーションである（HCI 2012b）。このように移民のフランス的統合においてアソシエーションや共同体などの地域社会は両義的な意味づけを付与されている。それらは緊張や社会的分裂、共同体への閉じこもりなど問題の原因でもあり、同時に移民の統合に重要な役割を果たすものと考えられているのである。

(2) 移民統合と「共和国モデル」

このような移民統合は、フランスの社会政策における共和国モデルを体現するものである。田中は、フランスの共和国モデルが国家と個人の直接的な関係を基礎に中間集団を排除することを原則にしてきた一方で、福祉レジームの形成過程において労働組合や家族などの多面的な中間集団を組み込んで修正されてきたこと、さらに社会的排除の問題に対して「地区」に対する政策を実施することによってその修正されたモデルを刷新してきたことを論じた(田中 2015)。フランスの「共和国モデル」は革命期に「単一不可分の共和国」として、それまでの身分特権や教会特権、さらに職業集団を廃止し、中間集団を認めない国家と市民の直接的な関係を重視するモデルとしてつくられてきた。しかし、19世紀を通してそれは大きく修正され、共済組合や労働組合などの中間的アソシエーションといった「社会的」なカテゴリーを組み込み、それを基盤とする形へと修正された。1980年代から国家の支出コントロールや「排除された人びと」の社会的参入のための政策のなかで、共和国モデルが再前景化した。だがその一方で、家族や職場などの所属から切り離され、社会関係からも切り離された排除された人びとに対する政策は、かれらを公的機関やアソシエーション、企業などの協力によって社会関係に参加させることを目的とした。その政策では、職業や家族という所属の場が流動化していることに対して、「地区」という新しい社会的カテゴリーを導入するなど、中間集団を組みかえ、「修正された共和国モデル」を刷新することになったという(田中 2015)。

田中は、福祉レジームにおいて「共和国モデル」の強化と再構築が模索されているのに対し、移民レジームではそれを根本的に問いなおそうとしており、両者の間にはねじれが見られると指摘する(田中 2015: 43)。事実、移民の統合が他の社会政策と異なりもっとも問題となるのは、人種やエスニックカテゴリーを政策に導入するか否かという点である。人種やエスニックカテゴリーに基づく差異を公的に承認することは共和主義の原則に反するものであること、そしてそれに基づいて中間集団を認めることは共同体主義を促し、国民共同体に分裂をもたらすことなどが警戒されている。そのため差別是正のための政策、またその政策を検討するためのエスニック統計などの公的調査は積極的に行われてこなかった。

しかし、本節で見えてきた統合政策ならびに審議会の提案は田中が明らかにしてきた福祉レジームの変容と同じ論理で行われている。それは一般法の枠組みでの公共政策へのアクセスを支援し、アソシエーションをはじめとする地域社会を積極的に動員するものである。国家は雇用支援やプロジェクトの募集などによる具体的な活動への支援を行う。これは田中が福祉レジーム変容の事例としてあげた都市政策と共通する(Donzelot 2006=2012)。そのため、審議会の提案する統合政策は、田中の表現を借りるならば「修正された共和国モデルを刷新するもの」であり、移民という「異質」な集団に対するモデルではなく、脱産業化やグローバル化などに伴い労働組合といったこれまで機能してきた中間集団の機能が弱まり、社会的排除などが問題となるなかで登場してきた新たな「共和国モデル」の移民への適応なのであり、それがフランスの移民統合ヴィジョンということもできる。

このモデルのなかでは特定の人種やエスニックカテゴリーが用いられることはない。だが審議会が

統合の障害事例を検討する際には移民それぞれの文化背景について積極的に言及しており、文化ごとの特徴についても論じられている。例えば、これまでみてきたようにマグレブ系やアフリカ系などムスリム移民は統合に困難を抱え、フランス社会との文化背景の違いがその原因にあるとされる一方で、アジア系移民はモデルケースとして扱われ、その要因として他の移民との文化の違いを読み取るようとする。審議会は必ずしもそれぞれのエスニック集団の違いに「盲目」ではない。しかしながら審議会が提案する統合政策はそれぞれの出自に還元されないすべての市民が公共政策に実効的にアクセスできるよう保障することである。それぞれの文化背景を把握し、統合の障害を明らかにすることと、提案する統合政策においてその特殊性を考慮に入れることは同じではない。

その一方で、必ずしも文化背景やエスニックな特殊性を排した活動のみが行われるのではなく、ローカルレベルでは対象にあわせてそれらを考慮に入れた活動が実践されることもある。特に移民と制度をつなぐための仲介活動などは、言語の問題などから特定の出自の移民を対象とすることもあり、移民自身も自分たちと同じ言語を扱う団体を探したり、また同じ出身国や村のつながりをもとにアソシエーションに参加することもある。審議会はそれが共和主義に基づく限りで共同体アソシエーションとして積極的に認められることを示してきた。このように全国的な政策理念と具体的な実践の間にはズレが見られる。国家が移民の出身国や文化に応じて個別的な対応をしない一方で、ローカルレベルでは現実としてそれらを考慮に入れた活動が行われていることは、市民社会を動員するひとつの利点ともいえる。

しかし、この市民社会を動員する政策は非常に不安定で、政権や政策の変化のために財政上の問題に直面し、アソシエーションが活動を続けることができなくなるリスクもある（HCI 2012b）。例えば、マクロン政権が2017年にこのようなアソシエーションで広く用いられている補助金付きの雇用を削減するという提案をし（Le Monde, 2017.9.17）、実際に活動を中止したり縮小したりするケースも生じている。その場合に移民の統合支援を受け継ぐアクターはいなくなり、移民統合の状況がますます悪化することも考えられる。市民社会を動員する「フランス的統合」はいかにローカルなアクターを承認し、居場所を与えていくのかという課題が付きまとう不安定なものでもある。

6. おわりに

本論文では、フランスの統合高等審議会の報告書から、移民の統合に関する言説が、実際の制度としてどのように結実したのか、それは時代に応じていかに変化してきたのか、もしくは変化していないのか、そしてそのフランス的特徴とは何かを明らかにしてきた。

統合政策全般に関しては、新規移民受入政策と統合政策の接近が見られ、新規入国移民に対して「予めの統合」が求められるようになった。2002年以前は、新規移民が定着し、フランス社会に適應するまでの「過程」を「統合」としており、移民はすべて「受入後」に「統合」を求められた。このことは「統合」は受け入れの条件ではなく、あくまでも社会経済的に適應できているという状態を指していた。しかし、2000年代以降は、フランスの法やルールを順守するという政治的な統合が求め

られるようになり、さらに2000年代後半にはシンボルや価値を順守するという文化的な統合が強調されるよう移行が見られた。そこでは、フランスへの忠誠や愛着を、「共和国の市民」という公的空間における「統合」に必要な条件と考えられるようになり、「共和国の市民」としての「結束」が優先されている。そしてそれは「受入統合契約」という形で実際の制度に反映された。

その一方で、社会経済的統合に関しては、1990年代以降、審議会の基本的な問題意識に変化はない。主に<第二世代>の排除や社会からの離脱、<女性>については家庭内における文化的な抑圧が問題とされてきた。そしてかれらを社会経済的に統合するために、特定の移民集団を対象とした個別具体的な施策ではなく、一般法の枠組みでの公共政策に十全に参加させることが強調されていた。こうした統合政策のあり方は、「共和国モデル」を体現する統合のヴィジョンであり、必ずしも移民の問題だけではなく、それぞれの社会背景によって変化する「共和国モデル」の映し鏡でもある。

こうして移民受け入れにあたっては政治的統合や文化的統合が「予めの条件」として課せられ、選別がなされるのに対して、すでに入国した移民の社会経済的統合については、市民をその人種や宗教、民族的な属性にかかわらず、普遍的・抽象的な個人として扱い、平等に権利を認めるという「共和国モデル」に沿ったものであることに変わりがない。2000年代以降のセキュリティへの懸念などから、すでに入国した移民に対しては行うことができない選抜を、新規入国の移民を対象に「共和主義的に」選抜しようとする。今日のフランスの移民統合政策は、新規移民の受け入れという「入り口」での選別が見られる一方、「入り口」を通過した移民に対しては、共和主義的、普遍主義的な統合政策を維持するというふたつの方向性を持ち、そこに共和主義的パラドクスがみられる。

参考文献

- Beaugé, Julien, et Hajjat, Abdellali (2014), « Élités françaises et construction du « problème musulman » : le cas du Haut conseil à l'intégration (1989-2012) », *Sociologie*, vol.51(1), 31-59.
- Boubeker, Ahmed et Noël, Olivier (2013), *Faire société commune dans une société diverse*.
- Dhume, Fabrice et Hamdani, Kahlid (2013), *Vers une politique française de l'égalité : Rapport du groupe de travail « Mobilités sociales » dans le cadre de la « Refondation de la politique d'intégration »*.
- Donzelot, Jacques (2006), *Quand la ville se défait : Quelle politique face à la crise des banlieues ?*, Éditions du Seuil. (宇城輝人訳 (2012), 『都市が壊れるとき—郊外の危機に対応できるのはどのような政治か』人文書院).
- Dubet, François et Lapeyronnie, Didier (1992), *Les quartiers d'exil*, Éditions du Seuil.
- 伊藤るり (1998), 「国際移動とジェンダーの再編—フランスのマグレブ出身移民とその家族をめぐる」『思想』886(4) : 60-88.
- (2012), 「在仏フィリピン人事事・介護労働者の就労と組織化—CFDTパリ支部の事例」国際移動とジェンター (IMAGE) 研究会編『ワークショップ記録集 仏伊独における移住家事・介護労働者—就労実態、制度、地位をめぐる交渉』pp.155-174.
- Hajjat, Abdellali et Mohammed, Marwan (2013), *Islamophobie : comment les élites françaises fabriquent le « problème*

musulman », La Découverte.

Kepel, Gilles (2015), *Terreur dans l'Hexagone, Genèse du djihad français*, Gallimard (義江真木子訳 (2017), 『グローバル・ジハードのパラダイム—パリを襲ったテロの起源』新評論).

Khosrokhavar, Farhad (2014), *Radicalisation, Édition de la maison des sciences de l'homme*, (池村俊郎・山田寛訳 (2016), 『世界はなぜ過激化するのか?—歴史・現在・未来』藤原書店).

宮島喬 (2006), 『移民社会フランスの危機』岩波書店.

森千香子 (2007), 「フランスの「スカーフ禁止法」論争が提起する問い—「ムスリム女性抑圧」批判をめぐる」内藤正典・阪口二郎編 『神の法 vs. 人の法—スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論社, pp.156-180.

— (2016), 『排除と抵抗の郊外—フランス<移民>集住地域の形成と変容』東京大学出版会.

中野裕二 (2015), 「共生の理念から排除の道具へ—「フランスの統合」の変化の意味するもの」中野裕二他編 『排外主義を問いなおす—フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房, pp.15-40.

野村佳世 (2018), 「新しい「統合」が移民統合に及ぼしたインパクト—受入統合契約の導入に伴う変化を検証する」『国内社会の紛争としての移民問題—フランスの市民統合モデルの変化に関する学際的研究』(研究代表者・中野裕二), pp.27-39.

Scott, Joan,W. (2007), *The politics of the veil*, Princeton University Press (李孝徳訳 (2012), 『ヴェールの政治学』みすず書房).

園山大祐編 (2018), 『フランスの社会階層と進路選択—学校制度からの排除と自己選抜のメカニズム』勁草書房.

田中拓道 (2015), 「フランスの福祉レジームと移民レジーム」中野裕二他編 『排外主義を問いなおす—フランスにおける排除・差別・参加』勁草書房, pp.41-59.

(新聞記事)

Le Monde (2017.9.28), « Moins 1 milliard d'euros pour les contrats aidés dans le budget 2018 », http://www.lemonde.fr/politique/article/2017/09/27/moins-1-milliard-d-euros-pour-les-contrats-aides-dans-le-budget-2018_5192268_823448.html (2022年9月16日最終閲覧)。

(統合高等審議会報告書)

Haut conseil à l'intégration (1991), *Pour un modèle français d'intégration : Premier rapport annuel*, Paris, La Documentation française.

— (1992a), *Conditions juridiques et culturelles de l'intégration : mars 1992*, La Documentation française.

— (1992b), *La connaissance de l'immigration et de l'intégration*, La Documentation française.

— (1995), *Liens culturels et intégration*, La Documentation française.

— (1997), *Affaiblissement du lien social, enfermement dans les particularismes et intégration dans la cité*, La Documentation française.

— (1998), *Lutte contre les discriminations : faire respecter le principe d'égalité*, La Documentation française.

— (2002), *Les parcours d'intégration*, La Documentation française.

— (2004), *Le contrat et l'intégration*, La Documentation française.

— (2006), *Le bilan de la politique d'intégration 2002-2005*, La Documentation française.

- (2007), *Charte de la laïcité dans les services publics et autres avis*, La Documentation française.
- (2008), *Études et intégration : Avis sur le logement des personnes immigrées*, La Documentation française.
- (2009), *Études et intégration. Faire connaître les valeurs de la République*, La Documentation française.
- (2010), *20 ans au service de l'intégration*, La Documentation française.
- (2011), *La France sait-elle encore intégrer les immigrés ?*, La Documentation française.
- (2012a), *Une culture ouverte dans une République invisible. Les choix de l'intégration culturelle*, La Documentation française.
- (2012b), *Investir dans les associations pour réussir l'intégration. Charte des droits et devoir du citoyen français, De la neutralité religieuse dans l'entreprise*, La Documentation française.

注

- 1 本論文は、JSPS 科研費 15KT0047「国内社会の紛争としての移民問題：フランスの市民統合モデルの変化に関する学際的研究」(研究代表者：中野裕二)による共同研究の成果の一部である。本論文の知見は定期的に行った研究会での議論によるところが多い。研究会メンバーは、中野裕二、園山大祐、浪岡新太郎、森千香子、大嶋えり子、島埜内恵、田島佑実子、中嶋洋平、南波慧、野村佳世、村上一基、エレン・ルバイである。
- 2 統合高等審議会ウェブサイト (<http://archives.hci.gouv.fr/Missions.html>、2022年9月16日最終閲覧)。
- 3 本論文は、第3節の草稿を野村佳世が、第4節・第5節の草稿を村上一基が執筆し、その後、両者の議論を踏まえて村上が第1節、第2節、第6節を執筆、論文全体の調整を行った。
- 4 同契約はオランダ政権下の2016年8月7日法によって、同年7月1日から「共和國的統合契約 (Contrat d'intégration républicaine)」に改定されているが、内容は概ね踏襲されている。最大の変更点は、移民個人個人の状況に応じた「個別化した統合の道筋」という考えが導入され、契約期間を5年に延長することで、継続的なサポートを行うとしたことである。こうした改定点は、2004年と2007年の報告書で提案されていたものでもある。
- 5 審議会の言説変化の詳細や、それが受入統合契約にどのように結実したのかは野村(2018)を参照のこと。
- 6 COM(2005)389 final (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52005DC0389&qid=1663330452896>、2022年9月16日最終閲覧)。
- 7 統合高等審議会ウェブサイト (<http://archives.hci.gouv.fr/Presentation-.html>、2022年9月16日最終閲覧)。
- 8 1984年の法律で導入された滞在資格で、10年有効で自動的に更新されるもので、事実上の「永住権」にあたる。
- 9 <http://discours.vie-publique.fr/notices/027000276.html> (2022年9月16日最終閲覧)。
- 10 本節では主にマグレブ諸国(アルジェリア・モロッコ・チュニジア)とサブサハラ諸国(セネガル・マリなど)出身の移民やその子孫を取り上げる。審議会の報告書のなかでもっとも統合の問題を抱え介入の対象とされてきたのがこれらの移民であり、特に2000年以降はこうしたムスリム移民のみにもっぱら言及されていたからである。他の出自を持つ移民は参考事例としてのみ扱われている。例えばインドシナ難民や中国系移民は統合が「成功」したモデルケースとされており、トルコ系移民は共同体への閉じこもりが顕著に見られる特殊ケースとして記述されている。
- 11 ベソン移民・統合・国民アイデンティティ・共同開発大臣(当時)の2009年2月5日演説はその方向性を雄弁に語るものである。「フランス語の知識やわれわれの共同生活の原則への賛同は言うに及ばず、最もよい統

合ベクトル、それは仕事であります。正規の、申告された、労働法によって保護された仕事です。つまり、つまることすべてはつながっています。フランス語の知識は就労への条件です。[...] 今日、就労資格で発行される滞在許可書は全体の10%未満です。家族再結合でやって来た93%の移住女性が働いていません。おそらく理由のひとつとして個人的な選択であるのでしょう。しかし私はそこにはもうひとつ言葉の壁があるように思えます。さらに域外出身の外国人の失業率がフランス人のそれよりも3倍高く、2007年には平均22%に達していることを付け加えましょう。[...] このような状況が認められないことは明らかです。特にいくつかの査定では、400,000の職がフランスでは満たされていません、それは逼迫したセクターにおける「人手不足」によるものです！ [...] 政府は明確な目的を掲げました。一方で可能な限り移民を現実的な [フランスの] 受入能力に合わせる（われわれの経済の本来の需要に応え、出身国を略奪しない方法で）、他方で、フランスに家族関係の資格でやってくる人たちの雇用を通じた統合を発展させる、そして企業と合意を通して十分に手を組むことです」(Discours de M. Besson lors de la signature du premier accord cadre en faveur de l'emploi des immigrés, le jeudi 5 février 2009)。

【Abstract】

What is French Immigrant Integration Policy ?: Republicanism paradox of Political / cultural and socioeconomic integration

Kazuki MURAKAMI* · Kayo NOMURA**

This article examines immigration integration policy in France based on “Haut Conseil à l’Intégration” report, which acted as an advisory body to the government until 2013. In particular, we discuss how discourses on immigrant integration came to fruition as policies, whether they change over time or not, and what is French characteristics and French vision of immigrant integration policy. By examining both the political and cultural aspects of integration for newly entering immigrants, as well as the socio-economic integration for immigrants already living in France, it become clear that there are two vectors, that reveals the republican paradox of integration policy.

Key words : France, Immigration policy, Integration, Republicanism, Republican model

本論文はフランスにおける移民統合政策を、2013年まで政府の諮問機関として活動してきた統合高等審議会（Haut Conseil à l’Intégration）の報告書から検討することを目的とする。特に、移民の統合に関する言説が、実際の制度としてどのように結実したのか、それは時代に応じていかに変化してきたのか、もしくは変化していないのか、そのフランス的特徴やフランス的ヴィジョンとは何か、を考察する。そして、「受入統合契約」導入をはじめとする新規入国移民に対する政治的・文化的統合とすでに入国している移民に対する社会経済的統合のふたつの側面を検討することで、新規移民の受け入れにおいて「予めの統合」を求めるなど「入り口」での選別が見られる一方、「入り口」を通過した移民に対しては、普遍主義的な統合政策を維持するというふたつの方向性があり、そこに移民統合の共和主義的パラドクスが見られことを明らかにする。

キーワード：フランス、移民政策、統合、共和主義、共和国モデル

* An associate professor in the Faculty of Sociology, and a research fellow of the Institute of Human Sciences at Toyo University

** A part-time lecturer in the Faculty of Literature at Tsuru University